

## 令和4年春の農作業安全確認運動の展開方針等について

令和4年までに農業機械作業に係る死亡者数を平成29年水準(211件)から半減することを目標に、令和2年からの3年間を集中対策期間として対策を強化しているところであり、春(3~5月)と秋(9~10月)に重点期間を設定して、農業機械作業の事故防止に向けた運動を展開する。

### 1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

#### (1) 重点推進テーマ

『しめよう!シートベルト』

農業機械作業による死亡事故が多発している状況が継続しており、特に乗用型トラクターの転落・転倒による死亡事故が多くを占めているため、転落・転倒時等の死亡事故を大幅に低減できるシートベルトの装着徹底を重点推進テーマとする。

#### (2) 重点推進テーマに基づく取組

農業機械(農耕作業用特殊車)における交通事故の発生データから、シートベルトの装着により事故発生時の死亡率を大幅に低減できることが明らかになっていることなどを踏まえ、農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等においても、農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける(声かけ運動)。

声かけ運動に関しての具体的な取組状況については、春の運動期間終了後に取りまとめの上、秋の農作業安全確認運動推進会議において、参画機関等と情報共有を行う。

また、令和3年度に農作業安全に関する指導者が全国的に育成され、令和4年度はこの指導者が、農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」を全国各地で展開していく初年度となることから、当該研修の開催を推進するとともに、この中で農業者に対して乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果等について周知を徹底する。なお、「農作業安全に関する研修」は、以下により実施する。

#### ア) 「農作業安全に関する研修」の企画

都道府県・地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成員である、行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等が実施主体となり、この春の農作業安全確認運動期間において、農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」の開催を企画し、令和4年度中に開催する。

当該研修は、単独で開催するだけでなく、農業者等が参加する会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加(+ (プラス) 安全)した形式で開催するなど、地域の実情に応じて農業者がより参加しやすい方法で開催することも検討する。また、研修の講師は、令和3年度に(一社)日本農業機械化協会等が実施した研修の受講を修了した「農作業安全に関する指導者」等を積極的に活用する。

## イ) 「農作業安全に関する研修」の内容

農林水産省が提示する令和4年度研修コンテンツ「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即したものとし、全ての農業者を対象とし、共通して身につけておく必要がある知識等を修得する基礎的な内容とする（基礎研修）。なお、基礎研修については、全ての地域において企画することを目指す。

また、基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした、農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的な内容の研修についても、必要に応じて企画するものとする（実践研修）。

## ウ) 企画状況の取りまとめ

「農作業安全に関する研修」の企画状況については、春の運動期間終了後に取りまとめの上、秋の農作業安全確認運動推進会議において、参画機関等と情報共有を行う。

## (3) その他の継続的に推進する取組

### ① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

地域単位の農作業安全推進協議会等の設置を促進するとともに、各地方の農作業安全ブロック推進会議や、都道府県・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、普及啓発方策の検討など関係機関間の連携強化や情報共有を行う。

### ② 農作業事故情報の収集・分析

農作業事故情報の収集・分析は、効果的な農作業安全対策の検討を進める上で極めて重要である。このため、行政機関、農機メーカー等による農作業事故情報の収集を引き続き実施するとともに、地域における事故実態を分析し、対策の検討に活用する。

### ③ 公道走行時の法令遵守

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の取得機会の更なる拡大や、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火器類の設置等、公道走行時の法令遵守の徹底を呼びかける。

### ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

農作業事故の防止に向けて農業者が具体的な対策を講じられるよう、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践を働きかける。

### ⑤ 労災保険特別加入の促進

地域毎の労災保険特別加入制度の加入状況を踏まえ、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

## 2. 運動期間

令和4年3月1日（火）～5月31日（火）（3か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後しても良い。

## 3. 事務局

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室

担当；安全指導班（電話：03-6744-2182）